

会社法施行令などの公布

制度調査部
堀内勇世

【要約】

12月14日、「会社法」に関する政令が公布された。

「会社法施行令」や、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令」などがそれである。

なお、会社法の施行日を定める政令はまだ出ていない。

1. 会社法の関係政令の公布

来年（平成18年、2006年）5月にも一部を除き施行される予定の「会社法」に関する政令が、12月14日公布された。

公布は、平成17年（2005年）12月14日付けの官報号外第279号においてなされた。

公布された「会社法」の関係政令は、次のとおりである。

「会社法施行令」

「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令」

「会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う法務省令関係政令の整備等に関する政令」

と、以下の法務省のホームページで見ることができる。

<http://www.moj.go.jp/HOUAN/KAISYAHOU/refer05.html>

会社法の正式な施行日は政令で定められることになっているが、現段階では公布されていない。

2 . 概略

(1) 「会社法施行令」

この政令は、会社法の委任に基づき、書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾の手続等、電子公告調査機関の法務大臣への登録及びその更新の申請に係る手数料の額並びに当該登録の有効期間を定めるものである。

現行の商法・有限会社法・商法特例法の規定に基づく「商法、有限会社法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の関係規定に基づく電磁的方法による情報の提供等に関する承諾の手続等を定める政令」、「電子公告を行う調査機関の登録の申請等に係る手数料の額等を定める政令」と実質的に同じ内容を規定していると、法務省から説明されている。

(2) 「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令」

「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（いわゆる「整備法」）の施行に伴い、所要の経過措置を定める政令である。

例えば、同政令 14 条では次の旨が規定されている。

- ・会社法 362 条 5 項では、大会社である取締役会設置会社は、取締役会で、いわゆる「**内部統制システムの基本方針**」^(注1)^(注2)を決定しなければならないとされている。
- ・会社法が施行された場合、いつから取締役会で決定しなければならないのか、必ずしも明らかでなかった。
- ・そこで同政令 14 条では、**会社法の施行以後、最初に開催される取締役会の終結の時までは、猶予する旨が明らかにされた。**

(注1) 会社法では、「内部統制システムの基本方針」という言葉は使われていない。条文上は、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の執行の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」（会社法 362 条 4 項 6 号）と規定されている。

(注2) 「内部統制システムの基本方針」の詳細については、法務省令に委任されているが、現在その案が公表されている。この点については、以下のレポート参照。

「内部統制システムの法務省令案～会社法関連省令シリーズ - 1 ~」

(横山淳、2005.12.12 作成)

(3) 「会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う法務省令関係政令の整備等に関する政令」

「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（いわゆる「整備法」）の施行に伴い、法務省関係政令の整備等を行う政令である。

登記に関連する事項などが規定されている